

～ 特 集 ～



財団法人国際民商事法センター 特別顧問・前会長 伊藤 正氏追悼

財団法人国際民商事法センターの初代会長である伊藤正・同財団特別顧問が、平成16年11月18日に逝去されました。伊藤前会長は、法整備支援に深い理解と情熱をお持ちになり、財界人の立場から法整備支援事業を推進され、財団法人国際民商事法センターの設立とその後の発展の基礎作りに尽力されました。

本特集では、故人とゆかりのある方々の追悼文を掲載することといたしました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

〈伊藤正前会長略歴〉

大正11年	1月	6日	兵庫県に生まれる
昭和24年	3月		東京大学法学部卒業
昭和24年	4月	4日	日本建設産業株式会社に入社
昭和27年	6月	1日	同社が住友商事株式会社に改称
昭和32年	2月	1日	同社 本店繊維部繊維原料課長代理
昭和35年	4月	15日	東京支社鉄鋼業務部鉄鋼貿易課長
昭和40年	2月	5日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部長代理
昭和41年	2月	14日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部次長
昭和41年	7月	22日	鉄鋼本部鋼材貿易部長
昭和45年	11月	26日	取締役 鉄鋼本部副部長
昭和46年	6月	1日	同 鋼材本部長
昭和48年	10月	1日	同 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和48年	11月	30日	代表取締役常務 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年	6月	29日	代表取締役専務 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年	12月	1日	同 業務本部長
昭和54年	6月	29日	同 機電部門統括役員
昭和56年	6月	26日	代表取締役副社長 機電部門統括役員
昭和57年	6月	29日	同 機電部門統括役員・生活物資部門役員
昭和58年	6月	29日	代表取締役社長

昭和59年	4月	藍綬褒章受章
平成2年	6月28日	代表取締役会長
平成7年	6月29日	相談役
平成8年	5月22日	財団法人国際民商事法センター会長
平成9年	2月26日	住友商事株式会社名誉顧問
平成15年	5月21日	財団法人国際民商事法センター特別顧問
平成16年	11月18日	逝去

なお、ICD NEWS 第7号（2003年1月発行）に、伊藤前会長にインタビューをした記事が掲載されていますので、御参照下さい。

伊藤正さんを偲んで

財団法人国際民商事法センター理事長
元検事総長・弁護士 岡村 泰孝

当財団特別顧問伊藤正さんのご逝去を悼み、心からお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

伊藤正さんは、皆さまご承知のとおり、一口で申せば当財団の生みの親であり、育ての親でありました。伊藤さんには、平成8年4月の当財団設立以来初代の会長として、またその後の同15年5月以後は特別顧問として、財団の設立、運営に当たって、格別のご指導、ご尽力を頂いたところであり、伊藤さんの意気込みや情熱があつてこそ、今の財団の活動があると言っても過言ではないと思います。

私たちは、折に触れ伊藤さんの在りし日のお姿を思い出すことと思いますが、ここまで育て頂いた財団を、今後とも伊藤さんのご遺志を体し、関係者の方々のご指導、ご支援を得て更に一層発展させ、法整備という重要な目標に向かって前進し、努力いたしますので見守って頂きたいと存じます。

法務省は、刑事司法の分野では、昭和37年以来国連アジア極東犯罪防止研究所を設立し、民間団体の協力も得て、アジア太平洋諸国の刑事実務家を中心とする国際研修を実施し、成果を上げていましたが、その後市場経済に移行する国々から、経済活動に必要な民商事法制の整備の支援、協力を求められるようになり、これに応じて民商事法の分野での法整備支援について組織的に活動し、確実な成果を上げるためには、法務省、JICA及び民間団体がそれぞれの立場で協力して活動を進めることが望まれる情勢となりました。

このような情勢のもと、伊藤さんには、財界人として、財界関係者の協力を得て財団を設立し、民間の立場で法整備支援等の諸活動を進めることは企業の果たすべき役割の一つである国際貢献にも資し、アジアの発展にも寄与するとのお考えで、財団の設立に賛同されて早速に幅広い交友関係、交流関係をもとに数多くの有力企業等のご協力を得て、財団設立の運びとなったものであります。

私は、財団設立の目途のついた頃、理事長に就任するよう要請されましたが、折に触れご苦勞話を耳にし、伊藤さんが、心底法整備支援活動の重要性を理解され、それに向かって情熱を燃やされた強いご意志に、感服しました。

このようにして、平成8年5月22日、霞ヶ関ビル灘尾ホールにおいて、財団の第一回の

理事会を開き、その後長尾立子法務大臣初め多数のご来賓をお迎えして財団の設立記念式典を開催し、伊藤さんの会長としての力強いご挨拶の後乾杯して、財団の設立を祝いましたが、その時の伊藤さんの財団の設立に漕ぎ着けた充実感と新しい活動への期待感を込めた輝かしいお姿は、私にとって忘れ得ない思い出であります。以来早9年近くが経ち、財団は着実に活動を進め、研修対象国はもとより研修回数も増え、規模も大きくなりました。

伊藤さんとの折に触れてのお話の中で、学生時代には法務行政の世界に関心を寄せ、会長ご在職中には法廷の傍聴にも行かれたとのことで、現役当時は商社マンとして、また商社の経営者として、経済活動、財界活動に存分の活躍をされた後、法整備支援活動で重要な役割を果たされ、若き日の夢も実現され、充実した人生を送られたことでしょう。

終わりに、重ねて伊藤さんのご冥福をお祈りいたします。

追 悼

財団法人国際民商事法センター特別顧問
法務総合研究所参与・弁護士
日本学士院会員・東京大学名誉教授

三 ヶ 月 章

伊藤正さんとの出会いは、昭和15年、第一高等学校時代に遡ります。私が第2学年の時、1年上に兄上の伊藤正己さんがおられ、1年下に伊藤正さんが入学してきて、神戸一中から名門出の兄弟の在学ということで、注目の的でした。また、私はホッケー部にいましたが、体格の大きい正さんはラグビー部に大型プレーヤーとして所属し、同じグラウンドの別のコーナーを共有し、顔を合わせておりました。当時のホッケー部、ラグビー部は野球部と共に花形運動部としてライバル関係にあり、お互いに存在を意識しておりました。

東大法科へは私が昭和17年4月に、伊藤さんは同年10月（戦時中でこの年は高校3年の各年次がそれぞれ半年短縮された）に入学しましたが、昭和18年9月から学徒動員が始まり、12月には文科系全学生が兵役に招集されました。私の学年では兵役中に1年繰り上げて卒業資格が付与されるという特例があり、昭和19年付の卒業証書をもらいましたが、1年違いの伊藤さんの年次にはこの適用はありませんでした。その後伊藤さんは南方に派遣され、終戦後もマレーシアで捕虜抑留となり、復員後改めて東大に復学し、昭和24年3月に卒業されています。この財団の仕事で一緒してからですが、伊藤さんからは「三ヶ月さんは東大で実質1年半勉強しただけで卒業資格を得たが、私は足かけ6年半をかけて卒業しているのですよ。」とよく言われたものです。

伊藤さんにとりまして、旧制高校でのラグビーへののめり込み、大学半ばでの学徒動員、南方での戦争体験、捕虜生活等は、その厳しい環境の中で人格形成の糧となったと思われ、ほぼ同時代を生きてきた者としてお互いに共感を覚えておりました。

住友商事に入られた伊藤さんと昭和30年代中頃に一度接点がありました。伊藤さんが課長時代に、英米法の教授となっていた伊藤正己さんのお声がかりだったと思いますが、住商の民事渉外事件について相談に乗ってほしいということで、うなぎ屋でごちそうになりお話ししました。住商の発展期を担い、貫禄も出て元気にやっているなという印象でした。その後は伊藤さんは社長、会長と偉くなられ、私は学者の道を歩み、60才で大学を定年退職し弁護士となっておりましたが、平成5年8月から約10ヶ月間、細川内閣で法務大臣を務め、その後も法務省の特別顧問の委嘱を受けておりました。

平成7年の秋頃かと思いますが、法務省の方からアジア諸国の法整備支援について法務省

としても積極的に取り組みたいが、民間からも支援組織として財団が作られる予定であり、私にこの財団の設立から協力してほしいという要請があったところ、経済界を代表し、この設立の中心となって動かれていたのが伊藤さんで、ご縁が復活しました。

平成8年3月に経済界トップ経営者を中心に27人による財団発起人会が組織され、私がおの議長役を仰せつかり、伊藤さんの会長就任を初めとする主要人事と財団の基本事項が決議され、翌4月から財団法人国際民商事法センターが始動しました。伊藤会長は実業界トップ経営者の感覚と指導力のもとに、多数の企業会員を集め財団の基盤を固めると共に、アジア各国の情勢に明るく、人脈もあり、法整備支援という国際事業の運営を軌道に乗せてきました。

私ども学者、法曹界の立場から見ますと、こういう活動も純学問的、純法律的なアプローチを計ることになりますが、これだけでは相手側もなかなかついて来てくれません。この点、民間の財団が経済協力的側面から相手国と理解と交流を深めることにより、法整備支援事業がスムーズに行われる基盤を礎いてきたものであり、この10年近い支援事業の発展の背景として伊藤さんのお人柄と指導力によるところ大きなものがありました。

中国については、伊藤さんと中国国務院国家経済体制改革委員会（現在は組織改変後の国家発展・改革委員会）のトップとの人脈がベースとなり、財団設立の年から日中民商事法セミナーが開催され現在迄続いており、私も北京で開催された第2回セミナーには伊藤さんに同行し基調講演を行いました。日中双方がその時々問題となっている事項や知りたい分野についてテーマを設定し、相互に理解を深める貴重な機会となっており、伊藤さんの遺志を引き継ぎ今後とも継続させて行きたい事業です。

またハノイで開催されたベトナム法整備支援記念セミナーに参加する等、海外へも何度か伊藤さんと同行しました。日本側の協力で作成されたカンボジア民法、民訴法草案の引き渡しを記念して平成14年10月にプノンペンで開催された記念セミナーには伊藤さんも日本側のミッション団長として行かれることを楽しみにしておられたのですが、その2ヶ月前くらいから体調を崩され参加できなかつたことは誠に残念でした。

伊藤さんとは、一高時代のホッケー、ラグビー以来のライバル意識を持ちつつも、財団の発展のためそれぞれの経歴、経験を生かし、良き相棒としてコンビを組んできた仲ですが、財団設立10周年を目の前にして、もうひとがんばりと思っておりましたところ、伊藤さんが逝去されたことは80才をこえた私にとりまして大きなショックであります。

伊藤さんからは何かに付け「三ヶ月さんの話は長い」と言われ、私は「企業経営者の株主総会での話は短すぎて極めてわかりにくい」と言い合っておりましたが、今でも天国のどこか

から伊藤さんの「長すぎる」という声が聞こえてきているようですので、思い出は尽きませんが、この辺で終わらせていただきます。

ご冥福を心からお祈り申し上げます。

追 悼

財団法人国際民商事法センター

理 事 日 野 正 晴

平成16年2月19日、中央区晴海の住友商事株式会社本社で、財団法人国際民商事法センター（ICCLC）の理事会が開かれたとき、ICCLC 特別顧問の伊藤正様のお隣に座らせて頂き、ご高説をいろいろ拝聴したのがその警咳に接した最後になりました。最近では刑事裁判にご興味を持たれ、時折裁判の傍聴に行っておられるとのことであり、裁判員制度の導入を大変気に掛けておられるご様子でした。

初めてお目にかかったのは平成7年12月19日です。私は法務総合研究所長として、ICCLC の設立準備に奔走していました。当時、我が国にはアジアの開発途上国、なかでも社会主義体制から脱皮し市場経済に移行ようとしていたアジア諸国から法制度支援の要請が相次いでおりました。我が国が明治時代に民法典編纂のためフランスからボアソナードを招いたように、日本のボアソナードを派遣してほしいという要望だったのです。これを受けるのは政府部内では法務省ですが、刑事に関しては、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）を法務総合研究所国連研修協力部が受け皿になり既に30数年運営していたものの、民事に関する国際協力の組織はありませんでした。法務総合研究所は、念願の法務省赤レンガに入居を果たしたところでしたが、時代の要請である専門官制を取り入れ、事務局を廃止して総務企画部を設置し、研究部を浦安に移転するという激動期にありましたので、アジ研同様の民事国際協力部門を設置する余裕は全くありませんでした。また、設置するとしても既存の組織をスクラップしなければならず、そのコンセンサスは未だ醸成されていませんでした。そこで出てきたのが財団を設立し、これを受け皿にして民事の国際協力をやろうというアイデアでした。私は、その10数年前アジ研を支援する財団法人アジア刑政財団（ACPF）の設立に関与し、財団設立に関わるのはこれが2度目でした。ACPF 設立時の経験から民間のスポンサーがいないと財団設立はできず、それも個人の浄財に頼るのではなく立派な一流企業であることが望ましいと考えておりましたところ、ACPF 理事の元検事総長前田宏先生が平成5年から監査役を務めておられた住友商事株式会社につないでいただいたことからこの企画が進展しました。一昨年、住商リース株式会社副社長から京都大学法科大学院教授に転身された中川英彦さんは、当時住友商事の取締役として総務法務グループを率いておられたので、住友商事サイドでは中川さんがこのプロジェクトの中心的役割を果たされました。平成7年8月9日に中川さんに初めてお目にかかり、事務レベルでの会議が始まり、法務総合研究所長室で関係者間で頻繁に協議を重ねました。財団設立にあたっては住友商事株式会社が最大のスポンサーになってくださり、伊藤正様はその年の7月に同社の会長を退かれ相談役になられたばかりでしたが、この財団設立に共鳴され、幅広く財界企業の多くから資金や人的な協力を得るために多大のご尽力を頂き、また財団の初代会長をもお引き受けいただきました。こうして、翌平成8年5月22日、ICCLC の設立記念式典を挙げる事ができた

のです。

財団設立後、役所側の努力により、国際協力部が法務総合研究所に設置され、財団と二人三脚で法制度支援に目に見えた成果を挙げつつありますが、来年は ICCLC 設立満 10 年になります。生みの親である伊藤正様には満 10 歳の誕生日を迎える ICCLC の姿を是非見ていただきたかったのですが、昨年 11 月 18 日に永眠されました。今となってはそれもかないません。残された私どもが、伊藤正様のご遺志を受け継ぎ、アジア諸国の法制度支援に積極的に取り組んで行くことが何よりのご供養になると思います。

心からご冥福をお祈りいたします。

国際民商事法センターの創始者・伊藤正さんの思い出

財団法人国際民商事法センター

評議員 本江 威 憲

伊藤正さんがお亡くなりになったことは、今でも信じられない思いです。私が丁度外国に行っていた間のことで、帰国後間もなく知り、しばし茫然としてしまいました。

私が伊藤正さんに初めてお目にかかったのは平成7年の春のことでした。私が4月に法務総合研究所（法総研）の総務企画部長に就任して間もなくのころ、法務省の原田明夫官房長（後の検事総長）から、発展途上国の民事法の法整備支援をする機関を法務省に創りたいので、その仕事を法総研で引き受けてくれないかとの要請がありました。聞いてみると、その数年前からいくつかの発展途上国から日本に対し民法などの立法を教えてほしいとの要請があったが、余りの忙しさ故にその余裕がなく、年に一度だけヴェトナムとモンゴルに民事局の検事を一週間ほど派遣して講義を行う程度のことしかできていないとのことでした。当時は、ソ連をはじめ社会主義国家が次々に崩壊し、分裂し、アジアの独立した発展途上の国々が民事法の整備を目指していました。近代的な法治国家に生まれ変わるのに、法律の整備は避けて通れないことで、正しく国家の礎を築くことに外なりません。その要請を受けたとき、私の脳裏に浮かんだのは、フランスのボアソナードのことでした。我が国が明治時代に文明開化をして近代国家に生まれ変わるとき、来日してまで、民法、刑法をはじめ我が国の基本法の整備に献身的な努力を惜しまなかったボアソナードに対し、私たちは、我が国に捧げてくれたその貢献に対し、今日なお深甚なる感謝の気持ちを持っています。私は、この計画は、それぞれの国の発展のためにも、そして日本のためにも極めて有意義な、かつ遠大なる構想であり、これを実現する必要性を強く感じたものですから、当時の日野正晴法総研所長と相談して、直ちに、しかしおそろおそろ法総研でお引き受けすることにいたしました。おそろおそろというのは、構想のすばらしいことは分かるものの、いざこれを実現するとなると、人（教官）も要るし予算も要る。当時既に行政改革が叫ばれ、国の機関を縮小し、人員を削減し、予算を縮減する一方の政治情勢でしたから、本当にそのような機構を立ち上げることができるかどうか、直ちには予測が立たなかったからです。

法総研には、発展途上国の法整備については、刑事法の分野ではありますが既にアジア極東犯罪防止研修所（アジ研）という長年の経験が蓄積されていました。内部で会議を重ねた後、早速アジ研から紹介を頂いて国際協力事業団（JICA）の八王子国際研修センターに行って研修員の旅費と滞在費をお願いし、最高裁判所の人事局長にお会いして研修講師として民事裁判官の派遣をお願いして、いずれも快く引き受けてくださいました。ここまでは順調だったのです。

問題は、資金です。まだ国の機関もできていないのですから、予算を獲得するなどということは望むべくもありません。しかし、私ども公務員には、こと資金の捻出ということについては、全くその手がかりがありません。この機構の活動を支援してくださる財団を創設し

なければならないのです。困り果てて、私は、以前私が甲府地検に勤務していたときに検事正であられた前田宏先生（元検事総長）を事務所にお訪ねしました。迷惑な話だったかもしれませんが、前田先生は快く相談に乗ってくださり、早速住友商事の当時相談役であられた伊藤正さんの下に連れて行ってくださいました。事前に前田先生から聞いていてくださったのだとは思いますが、伊藤正さんは、にこにこしてその財団創りに手を貸そうと胸を叩いて快諾してくださいました。私には夢のような話でした。伊藤正さんは住友商事の社長と会長を合計12年務められたとうかがっております。長年経済界の中枢におられ、多くの国際的経験を経てこられたからだと思いますが、私がひととおりこの構想をお話ただけで、多くを語らずとも、発展途上国の法整備の重要性和必要性を直ちに御理解くださり、この構想と財団創りに賛同され、御支援を賜ることになったのです。この御決断にこそ、今日の国際民商事法センターの生誕があったのです。

一旦お引き受けを頂くと、伊藤正さんの行動は俊敏でした。早速当時住友商事の常務取締役であられた中川英彦さんをはじめ金子浩之さん、相澤繁昌さんを法総研に送ってくださり、日野所長を中心に所長室でなんどもなんども会議を重ねました。そして伊藤正さんが自ら1社ずつ各社の社長さんに電話を掛けて財団の会員となる会社を募ってくださり、平成8年4月の財団発足までに今日の会員である各業界のトップクラスの会社を多数集めてくださったのです。当時既にバブルがはじけ、各企業が不況に喘いでいたときです。伊藤正さんにはおそらく私どもには伺い知れない多くの御苦勞と困難に遭遇されたことと拝察いたします。伊藤正さんという方は、そのような苦勞をおくびにも出さず、いつもにこにこして、私ども役人の遅々とした作業具合にもめげずに、着々と財団創りを進めてくださいました。その間、伊藤正さんの方針に則って1社ずつ会社を回って説得してくださった中川さん、金子さん、相澤さんにも深甚なる感謝の意を捧げます。

それらの御尽力のお陰により、今日の国際民商事法センターという大きな財団に発展することができ、国のほうもその後正式に機関を創設し、今日の法総研国際協力部が生まれました。今後国際社会の中で発展途上国の法整備に大きな貢献をしていくことでしょう。

伊藤正さんは、その後もお亡くなりになるまで、一貫してこの機関の構想と財団の発展のために心を砕いて御懇切なる指導をしてくださり、私どもには予想外の急速なる発展を遂げ、今日ではアジア各国から研修生を迎えて年間13もの研修を行うほどになりました。

伊藤正さんという方がおられなかったら、この国際民商事法センターも生まれなかったし、日本の発展途上国に対する法整備支援という遠大なる構想も頓挫していたことは間違いありません。したがって、伊藤正さんは、今日の国際民商事法センターの生みの親・創始者であり、したがってまた、日本の発展途上国法整備支援を実現させた人なのです。

本当に惜しい人をなくしました。ここに深甚なる感謝の意を表し、心からなる哀悼の意を表します。

伊藤会長を偲んで

東京高等検察庁次席検事

栃木 庄太郎

伊藤会長の訃報に接し、暫しの間絶句してしまいました。そして、まず、脳裡に浮かんだのは、「やあ、やあ、どうも」などとおっしゃりながら、あの人懐っこい笑顔で温かく迎えてくださったお姿でした。また、話が核心に触れると、真剣なまなざしで耳を傾けられ、相手の立場を慮りながら、常に自分の意見を述べられ、貴重な知恵を授けていただいたことでした。

ところで、私は、平成11年1月から約2年間、法務総合研究所の総務企画部長の職にありました。当時は、未だ国際協力部が創設されておらず、総務企画部が法整備支援を担当していたことから、(財)国際民商事法センター(ICCLC)の評議員に指名され、会長の警咳に接する機会に恵まれるようになったのです。会長は熱心に発展途上国の法整備支援に尽力されており、文字通り民事や商事関係に御関心がおありなので、それまで刑事事件を専門にしてきた者としては、会長とどのようにお付き合いすればよいのか、いささか心細い感じでした。ところが、世代間の差を越えて気さくにお話しをされる言葉の端々から、刑事関係に興味を持たれている様子がかがわれました。会長が第一高等学校への受験勉強のため上京された際、たまたま刑務官のお宅に下宿され、そこで矯正関係の話を聞かれてから、刑事事件に関心を持たれたようでした。その後、東京大学に入学されたものの、学徒動員で南方に出征され、敗戦に伴って捕虜になってしまい、マレーシアの収容所で約2年間過ごされ、その際、戦時下では規律正しかった兵隊が全く罪の意識もなく倉庫から巧みに食料品を盗み出し、むしろこれを自慢する様子を目の当たりにし、人間はその置かれた環境によってかくも変化するのかと深く考えさせられ、復員後もこの体験が頭から離れず、一時は矯正教育に身を捧げようとしたところ、母親の猛反対にあってやむなく断念したということでした。

そのような会長のお考えに触れ、御希望もあり、まず、刑事裁判の実情について御理解していただくため、東京地裁の刑事裁判傍聴にお供をさせていただきましたところ、会長は傍聴席の最前列で、終始熱心に耳を傾けられ、閉廷後は地下の喫茶室で感想を述べておられました。その中で印象的だったのは、国民性に鑑み陪審制が日本になじむには未だ相当時間を要すると思われること、世間の常識から見て罪種によってはいささか刑が軽い憾があること、裁判の焦点が何なのか傍聴者には分かりづらいことなど、今から振り返りますと、まさにその後進しつつある司法制度改革を先取りするような御意見でした。

さらに、会長には、この機会に是非とも矯正教育の現状を理解していただくため、網走刑務所、東京拘置所、それに明治以降の行刑史を今に伝える監獄博物館等に御案内しましたところ、深く感銘を受けられ、矯正教育にたずさわる刑務官の苦労話には身をのり出すようにして耳を傾けられ、刑務作業を熱心に見学されていました。

このように、会長が刑事裁判や矯正教育にも関心をもっておられた背景には、捕虜収容所

での体験を踏まえ、人間はその置かれた環境や教育の産物であるとお考えがあったと思われます。だからこそ、人材育成は非常に重要であり、個々の人生のみならず、社会や国家の将来も左右すると熟慮され、その結果、発展途上国の法律家の育成につながる法整備支援に熱意を抱き尽力されてきたのではないかとと思われるのです。

会長とは、本当に短いお付き合いでしたが、思いもかけず、法整備支援に加え刑事政策という世界も共有できた喜びを感じることができましたことを心から感謝しております。

伊藤前会長を偲んで

法務総合研究所長

大塚清明

財団法人国際民商事法センターの初代会長として、財団の設立と発展に多大な貢献をされた伊藤正・財団特別顧問が、去る11月18日に逝去されました。御存知のとおり、法務総合研究所は、平成8年から、国際協力機構（JICA）の技術援助の枠組みの下で、法整備支援事業を行っていますが、同じ年に、民間の立場から法整備支援事業に参画し、各国関係者との交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深める目的で、財団が設立されました。それ以来、法総研と財団は、文字どおり車の両輪のごとく、互いに手を携えて法整備支援事業に取り組んでおります。私自身は、昨年6月末に現職に就任しましたため、残念ながら伊藤前会長に直接お会いして御薫陶を受ける機会には恵まれませんでした。しかし、御逝去の報に接したのを機に、関係者からお話を伺い、これまでの足掛け10年にわたる法総研と財団の歩みを顧みるとともに、両者の共同事業として成し遂げた数々の成果を思うとき、この事業の草創期において伊藤前会長が果たされた役割の大きさを、改めて感じます。私どものように、政府の立場から法整備支援事業を推進する職責を有する者としては、伊藤前会長のような良き理解者・良き同志を実業界の中に見出すことができたことは、誠に幸いでありました。それだけに、伊藤前会長の御訃報に接し、我々が失ったものがいかに大きかったかを、痛感いたしております。御逝去を心からお悼み申し上げます。

法総研が法整備支援事業に着手したのは、東西冷戦が終結し、旧社会主義圏に属していたアジアの開発途上国が市場経済化に向けた取組を本格化させたころのことでした。計画経済から市場経済への転換を図るためには、民商事に関する基本法典の起草、公正で効率的な司法制度の構築、それを運用するための法律家の育成など、法的基盤の整備を早急に行う必要がありました。かかる情勢の下、かつて近代国家を建設するため、外国法を継受して独自の法制度を構築し、その運用の経験を積み重ねてきた我が国に対して支援の要請が寄せられたのは、誠に意義深いことでした。

そうした時に当たり、伊藤前会長は、経済取引活動に従事してこられた民間企業人としての視点から、我が国の法制度とその運用の経験をこうした開発途上国の関係者に伝えることの意義と重要性に、いち早く目を向けられ、財団の設立に尽力されたのです。私は、その慧眼と高い志に、改めて敬意を表したいと思います。こうして財団が創立されて以来、法総研と財団は、外国への法整備支援事業という未知の世界において、試行錯誤を重ねつつ、共に歩みを続けてまいりました。伊藤前会長がまかれた種は、初めは小さな一粒であったかもしれませんが、しかし、その種は着実に成長し、今や立派な若木に育っております。

法総研が初めて法整備支援を手がけた対象国はベトナムで、同国に対しては、民法、民事訴訟法及び破産法の法案起草支援を中心に、援助を行ってきました。その結果、民事訴訟法と破産法の法案が、昨年6月にベトナムの国会で可決され、晴れて法律として成立しました。

これは、我が国の立法支援が結実した初めての具体的成果であり、大変喜ばしいものです。残る民法についても、現在、立法化のための最終段階にあり、起草担当者を対象とする本邦研修を実施するなどして、協力を続けています。そのほか、法曹三者の一元的養成機関として設立された国立司法学院に対する支援と、民事第一審の判決書の標準化に向けたマニュアル作成のための支援も続けています。

こうしてベトナムから始まった法整備支援は、年を追って対象国が増え、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア及び韓国へと、拡大してきています。

カンボジアについては、我が国の支援によって完成した民法草案と民事訴訟法草案が、既にカンボジア側に引き渡され、現在、閣僚評議会において審議中であり、近い将来、国会で可決成立することが期待されています。ただ、民法草案については、土地法の関係条文との間で調整が必要となり、草案の修正作業が行われたほか、両法案の経過規定や附属法令・関連法令の検討が必要であることから、その作業が引き続き行われています。また、王立司法官職養成校における裁判官・検察官の養成事業に対する支援にも取り掛かっており、近々、新たな3年計画のプロジェクトが開始される見通しです。

ラオスでは、民法・商法の教科書作成や、民事第一審の判決書マニュアルと検察実務マニュアルの作成支援を、ウズベキスタンでは、最高経済裁判所をカウンターパートとして、倒産法の注釈書の作成支援を、それぞれ行い、インドネシアにおいては、同国の司法改革に資するため、同国と我が国の司法制度の比較研究セミナーを開催するなど、相手国の実情に合う形で援助を提供するよう、心を砕いています。

これらの国別支援活動、取り分け法案起草支援に際して、財団には、日本側起草作業部会の事務局として、部会の運営や作業の促進に大きな貢献をさせていただいております。

さらに、韓国に関しては、日韓両国の法務局の職員（日本は法務省、韓国は大法院に所属。）を中心とする研修員の相互交流と共同研究を通じて、両国の登記制度や戸籍・供託制度について相互に学びあうことを目的とする日韓パートナーシップ研修を実施していますが、この研修は、JICAの枠組みの下ではなく、法総研と財団の共同事業として独自に運営しているものであり、登記実務に従事する関係者に国際比較研究を行う貴重な機会を提供する制度として、大きな意義を有しております。

こうした国別支援活動とは別に、多数国研修である国際民商事法研修も実施しており、本年は、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーから招いた研修員10名と我が国の研修員5名とが、海外直接投資に関する諸問題を議論しています。この国際民商事法研修は、法総研と財団の共同事業として行っているアジア・太平洋比較法制研究とリンクさせているものですが、この比較法制研究では、これまでに、倒産法制、ADR及び知的財産権法制を扱っており、現在は、国際会社法の問題を取り上げて研究しています。

以上のほか、伊藤前会長を始め、財団の皆様が深い関心を持って取り組んでこられている活動として、日中民商事法セミナーがあります。これは、平成8年から毎年行っているもので、毎年1回、日中両国が回り持ちで開催国となり、「経済体制改革のマクロ的側面、民事立法の動向、国営企業改革と会社法」など、中国の市場主義経済の強化に資するテーマを選ん

で、日中両国の講師による公開講演会の形で開催しています。

このように、法整備支援は多方面にわたる事業へと立派に成長しました。その草創期に現在の発展の礎を築かれた伊藤前会長の御功績は、誠に大きなものであったと存じます。ここに改めて深甚なる謝意を申し述べ、お悔やみの言葉といたします。